

今後の検討の体制及び検討スケジュール（案）

(一部改訂 平成 20 年 11 月 27 日)

第 3 回国民経済計算部会 (H20.10.15) 配布資料 資料 2 より

内閣府 経済社会総合研究所 国民経済計算部

<当面の会議開催スケジュール>

- 20 年 10 月 15 日 : 国民経済計算部会 (議題: 作成基準、今後の検討体制・スケジュール、経済センサス導入に伴う確報の推計方法)
- 11 月 27 日 : ストック統計専門委員会 (議題: 新たなストックの推計方法等)
- 12 月ごろ : 勘定体系・新分野専門委員会 (議題: 作成基準)
- 21 年 1 月ごろ : 勘定体系・新分野専門委員会 (議題: 作成基準、93SNA 改定)
- 2 月ごろ : 勘定体系・新分野専門委員会 (予備) (議題: 作成基準、93SNA 改定)
- 3 月ごろ : 国民経済計算部会 (議題: 作成基準、93SNA 改定)
- 4 月ごろ : 国民経済計算部会 (議題: 作成基準の変更、93SNA 改定、基本計画関係の課題)

1 作成基準・作成方法関係

項目	関係専門委員会	検討スケジュール等
1-1 作成基準の設定 (法第 6 条)	勘定体系・新分野	平成 20 年 9 月 : 統計委員会諮問 10 月 15 日 : 国民経済計算部会の審議 本文の検討① 統計委員会への部会報告 11 月ごろ : 勘定体系・新分野専門委員会の審議 本文の検討② 平成 21 年 1 月ごろ : 勘定体系・新分野専門委員会の審議 本文の検討③・答申案の検討① (2 月ごろ : 勘定体系・新分野専門委員会の審議 本文の決定・答申案の検討② 予備) 3 月 : 国民経済計算部会の審議 答申案の決定 統計委員会答申 4 月 (統計法施行日) : 作成基準の決定・公示
1-2 93SNA の改定の導入や基本計画実施に伴う作成基準の変更 (法第 6 条)	勘定体系・新分野	平成 21 年 4 月 : 統計委員会諮問 以降、国民経済計算部会、勘定体系・新分野専門委員会等の審議 (平成 22 年基準改定における導入の検討終了時点までを目途)
1-3 作成方法 (法第 26 条)	(作成方法の諮問は、総務大臣が意見する場合)	平成 20 年 11 月ごろ : 必要に応じ部会委員等に個別説明 平成 21 年 4 月ごろ : 作成方法の総務大臣への通知 以降、総務大臣から作成方法の統計委員会諮問・答申 (総務大臣が作成方法に意見する場合)
1-4 施行状況 (法第 55 条)	(意見具申の場合に調査審議)	平成 21 年度以降 : 総務大臣による統計法の施行状況の統計委員会への報告 (以降、毎年度) (内閣府から、総務省への施行状況の報告) 以降、統計委員会の統計法の施行状況に関する意見具申

2 93 SNAの改定関係

<当面の検討スケジュール>

内容
国民経済計算部等における検討 ～平成 21 年 8 月 44 の課題に関して部内検討。課題ごとに、現状の推計方法の整理、導入の可否、導入時期（H17 基準改定、産業連関表に反映した上で H22 基準改定、基準改定の間）を決定。（日本銀行等とも共同して検討） なお、93 SNAにおける議論では、導入の可否について結論が得られるまでに、試算を行っており、今回についても同様のプロセスが必要な場合は、検討期間が延びる可能性が高い。 平成 21 年 1 月～ 統計委員会にて順次検討 平成 21 年 3 月～ 基準改定作業の検討 時期未定 非金融資産の測定に関する研究作業の開始 R&D サテライトもしくは、関連サテライトの導入に向けた検討を行う 年金基金推計に関する関係府省等での検討
翻訳作業等 平成 20 年まで AEG 提言・ドラフトの仮訳の順次提供を開始見込み（関連機関向けに試験的な提供開始、HP 上での提供を検討） 平成 21 年 時期未定 Volume 2 ドラフト仮訳作成作業開始 3 月 国連統計委員会にて Volume 2 も含めて、2008SNA の採択予定 3 月～平成 26 年頃 各種マニュアル・ハンドブック類の公表見込み 平成 21 年 4 月～6 月 2008SNA マニュアルの翻訳開始
(参考) 93 SNA の検討スケジュール 平成 4 年 3 月 「SNA 整備に関する特別研究会（主査 高木先生）」開催。93 SNA について議論（平成 6 年 3 月まで計 7 回） 8 月 効告のはば全文作成 平成 5 年 2 月 国連統計委員会での採択 平成 6 年 7 月 国民経済計算調査会議での審議 平成 6 年 11 月 勘定委員会での議論（平成 7 年 12 月まで 6 回） 平成 7 年初 確定版マニュアルの公表 平成 7 年 3 月 日本語版の翻訳公表 平成 8 年 3 月 分配・財政委員会での議論（平成 10 年 3 月まで 5 回） 資産・金融委員会での議論（平成 9 年 8 月まで 5 回） 生産・支出委員会での議論（平成 10 年 5 月まで 5 回） 平成 12 年 10 月 平成 7 年基準改定において適用

(1) 非金融資産の測定に関する課題

番号	タイトル	内容（未定稿 以下同じ）	関係専門委員会（変更ありえる。以下同じ）
9 10	研究開発（R&D） 特許実体	○研究開発を総固定資本形成に計上。ただし、所有者に経済的利益をもたらさないものは資本形成としない。価額は直接計測できない場合は費用の合計で計測（当面は資本減耗の計測にも課題がありサテライト勘定に計上を検討） ○特許実体は研究開発資産に含まれる。	主 ストック 副 生産・支出 (副担当は、主担当の検討を踏まえ、必要に応じ助言等協力する。以下同じ。)
11	オリジナルとコピー	○ライセンス使用させるためにコピーを作成した場合、生産として扱う。 ○長期のライセンス契約はファイナンシャルリースとして扱う。長期契約でない場合は、資本形成とはせず、毎年のライセンス料はレンタル料とする。最初に大きな額のライセンス料を支払い、その後の毎年の支払額が小さい場合は、最初の支払は固定資本形成とし、その後の支払いはサービスチャージとして扱う。	主 ストック 副 生産・支出

12	データベース	○データと、データベースソフトを分けて資産計上する。 ○1年を超えて有用に活用されるデータは資産計上し、評価額は（他に満足すべき代替案がないので）コスト積み上げによる。	主 ストック 副 生産・支出
13	その他の無形固定資産	○93SNAで「他に分類されない新しい情報、専門知識等で、その生産における使用が、それに対する所有権を確立している制度単位、またはその制度単位によりライセンスを付与されたその他の制度単位にのみ限定されるもの」と規定。 ○「その他の無形固定資産」の項目自体は残し、名称をその他の知的財産製品に変更	ストック
14	所有権移転費用	○所有権移転費用は引き続き固定資本形成として扱う。 ○所有権移転費用の償却は、当該資産の生涯寿命についてではなく、当該資産を購入者が保有すると思われる期間で行う。 ○データがない場合は取得年度における固定資本の消費として償却する。	主 ストック 副 生産・支出
15	資本サービスの費用	○非金融資産から生産プロセスに提供される資本サービスについて、資本の機会費用や資本の消費により計測すべきとの議論があり、本体系ではなく、補足表において評価額を計上することを検討。	主 ストック 副 生産・支出
16	政府と非市場生産者：自己資産の資本コスト	○政府等の非市場生産者の产出を計測するためにコストを集計する際、93SNAでは、固定資本の消費のみを含めており、資本の機会費用は考慮されていない。そこで、コンピュータ、自動車、建物や、固定資本に計上される道路等のインフラ、公園等について資本へのリターンを計測すべき。 ○その際の収益率としては、国債の期待実質利子率が適切な指標と考えられる。	主 ストック 副 生産・支出
17	鉱物探査	○鉱物探査に関する費用を総固定資本形成として、鉱床自体と別に計上を維持。 名称を「鉱物探査と評価」に改め、項目等は国際会計基準に準じたものとする。 ○鉱床について購入されている場合は市価で、自己勘定で行われている場合は適当なマークアップを加えた費用総額で、この項目を評価する。	主 ストック 副 生産・支出
18	居住者・非居住者間における非生産資産の利用・探査権の取引	○非居住者が土地建物を取得した場合、名目上の居住者単位を創出するとともに非居住者はそれに対する金融資産を取得すると引き続きみなす。土地以外では、建物その他の不動産に関するファイナンスリースを受けている、複数年について自然資源を抽出するライセンスを持っている場合で名目上の居住者単位を創出	ストック
19	軍事費	○1年を超えて使用される軍備は資本形成と位置づける。 ○弾薬等は在庫品として扱うが、弾道ミサイルのように抑止力を継続して提供しているものは固定資本として扱う。	主 財政・金融 副 生産・支出
20	土地改良	○土地改良は、総固定資本形成としてだけでなく、自然の土地とは区別した生産資産としても計上。土地改良と自然の土地部分で土地の価値を区別できない場合、どちらが価値のより大きな部分を占めるかに応じて分類する。 ○土地開墾等、当該土地に不可欠であり土地所有者が行うものは、土地改良に含める。 ○護岸、堤防等の政府が行うことの多い活動は構造物に分類する。	ストック
21	契約、リース、ライセンス	○契約、リース、ライセンスについて、以下の各項目を明確化 ・固定資産に係るオペレーティングリースとファイナンスリース ・契約が資産とみなされる場合（下請契約や、将来固定価格による取引等価格差から利益を得ることが可能な場合） ・取引可能な政府の許可は一部を資産（許可証の当初の所有者が当該許可証を現在価格よりも高い価格で売ることが可能である場合のみ資産） ・契約価格と相当する一般価格の差異は既存リースの扱いに影響を与えるか	主 生産・支出 副 財政・金融
22	のれん及びその他の非生産資産	○項目を「買入のれん」から「買入のれん及びマーケティング資産」と変更し、商標やブランドも含める。 ○「買入のれんとマーケティング資産」の価値は、法人/非法人で統一的に、そのビジネスの購入価額が、購入されなかった場合にSNAで把握している資産負債差額を超える額として評価。（現状ではのれんは、企業が売却されたときのみ記録されており、法人企業では株式購入価額が購入直前の株式価額を超過する額、非法人では購入価額が正味資産を超過する額）	ストック
23	固定資産の陳腐化と消費	○資産価格について、一定の質を持った資産の価格とする。	ストック
26	育成資産	○育成資産に関する定義をより明確にするため、以下の文言を挿入する。 「育成資産は、飼育、酪農、荷役用の家畜と、葡萄園、果樹園、その他樹木のような反復生産されるものであって、『その自然的成长及び世代交代が、制度単位の直接の支配、責任、管理の下にあるものをいう。』	主 ストック 副 生産・支出

27	資産の分類と用語	○資産の分類について、有形・無形の区別を廃止し、「契約、リース、ライセンス」、「のれんとマーケティング資産」の追加等の変更	ストック
28	非生産資産の償却	○携帯電話の周波数の利用権（無形非生産資産）は残存期間が短くなるにつれて減少するので、その分、周波数（これは有形非生産資産）の価値が上昇することになる。現状では、これらは経常勘定では認識されず、資産勘定の「その他の増減」としている。この扱いの存続の可否について合意されておらず、合意されない場合は現状の扱いとする。	ストック
29	非生産無形資産の資産境界	○将来の政府収入の扱いについては、論点 25 の討論に加えることで合意し（特に、付随単位・政府管理の SPE）。「その他の無形非生産資産」という資産カテゴリーを削除するとの提案	ストック
30	「経済的資産」の定義	○93SNA では、SNA で記録される資産（経済資産）を次のとおり規定(10.2)。 (a)それに対する所有権が、制度単位により個別あるいは集合的に行使されるものであり (b)そこから、それを一定期間にわたり保有または使用することにより、所有者が経済的利益をひきだすことができるようなものである。 ○この定義では、金融派生証券やリスクの扱いが不明確であり、定義を改める。	ストック
31	資産としての水資源	○水資源を拡大して、地下の帯水層やその他の地下水資源に加え、河川、湖、人口貯水池、その他の地表貯水池を加える。鉱物資源を価額評価する方法と同じように評価すべきだが、利用料に基づく推計値など現実的な代替策が必要 ○地表水は個別の価額評価が難しい場合は土地か水に配分 ○汚水の排出に料金がかかる場合、それを勘定に記録する。	ストック

(2) 金融に関する課題

番号	タイトル	内容	関係専門委員会
1	現先取引（レポ）	○現先取引（レポ）（相当する資産を特定の価格で買い戻す約定をした証券その他の資産の売却）について、記録方法改善（扱いは 93SNA 跡襲）	財政・金融
2	雇主による年金制度の取扱	○本体勘定以外に、補足的な表を設け、将来の年金支払いに関する負債を計上。本体に計上する年金制度とこれの区分を明らかにする。	財政・金融
3	雇用者ストックオプション	○雇用者のストックオプションを一部雇用者報酬として扱う。	勘定体系・新分野
4 a 4 b 38c	不良債権 貸付と預金の価額評価：不良債権の償却と利息未払 延滞債務への発生主義の適用	○不良債権についても未払利息の FISIM を計測。 ○価額評価について、企業会計標準の検討と同様、市場価格とすべき。 ○延滞債権の発生時期の認識及び記録は、他のマクロ経済統計との調和を考えて検討（債権が延滞になった時点では取引は記録せず、引き続き元の同じ商品として負債が記録。延滞債権について条件を変更して契約を結び直した場合は、それを取引として記録。）	財政・金融
5	非生命保険	○巨額の保険請求案件の発生の場合、例外的な保険金請求は、経常移転ではなく資本移転として記録する。保険会社の自己資金から生ずる収入を、保険会社の産出額から除外。	財政・金融
6 a	金融サービス	○金融法人企業において、単純な仲介の重要性は減って、金融資産のポートフォリオ管理をより重視する方向となっていることから、金融法人企業の定義を拡大、非金融機関は FISIM を生まない（明示的な手数料を産出額として認識）とし、貸付と預金についてのみ FISIM を計算する。 ○リスクフリー金利を「参照利子率」として、FISIM を計算する。FISIM の計測を指定。	財政・金融
6 b	中央銀行の産出額の配分	○中央銀行の生むサービスを市場外サービス／市場サービスに分類し、市場外サービス（貨幣の発行等）はコストアプローチにより計測して政府最終消費支出に計上すべき。 ○市場サービスは FISIM で推計する（ただし代替的手法としてコスト積上方式も容認）。 ○中央銀行の金利が政策的に高く or 低く設定されていることが明白な場合には、税金 or 補助金として計上すべき。	財政・金融

37	信用保証の付与と実行	<p>○債務保証を、①金融派生商品による保証、②標準的保証（輸出信用保証のように、標準化され大量に発行される保証）、③単発保証 の3つに分類して記録 ①金融派生商品による保証は、金融派生商品として扱う。 ②標準的保証は、非生命保険と同様の扱いとして記録する。保険準備金の定義を広げ、「保険及び標準的保証に対する準備金」に計上する。 ③単発保証の付与は不確定資産/債務と見なされ、金融資産/負債とは見なされない。</p>	財政・金融
42	投資信託、保険会社、年金基金の留保利益	<p>○現状、主体の留保利益は通例、所有者ではなく、当該主体の所得と貯蓄として扱われている。しかし、生命保険会社、年金基金、外国直接投資会社については例外が適用されており、保険加入者、受益者、または所有者への帰属流出（支出）があり、彼らから同等の金融勘定流出がある。 ○財産所得の項目に、新たに「投資ファンドの所有者に帰属する財産所得」というカテゴリーを設け、そこに所有者に帰属する財産所得を発生ベースで記録。</p>	財政・金融
43a 43b 43c 43d	指数連動型債権証券 外貨建て債務 優遇金利 証券貸付及び金借入に対する支払手数料	<p>○潜在的に変わりやすい指数を使う場合の利子計算の基本原則を変更し、各期間の支払利子の額は商品の予想償還価格を参考にして算出し後で修正しないこととする。この場合、利子の合計は必ずしも償還価格マイナス発行価格に等しいとは限らない。 ○債権証券が外貨に連動している元金とクーポンの両方を含む場合、両者に関する債権証券の取引は、その決済通貨が違うとしても当該外貨を参照して算出する。勘定の通貨と決済の通貨を明確に区別すべきである。 ○発展途上国に対する低利子貸付を、貸し手から借り手への移転とみなすことを検討したが、現時点では補足情報として記録することとし、「将来的な研究課題」とすることとした。 ○証券貸付に使う証券の所有者と金借入に使う金の所有者（配分または未配分金勘定のいずれであれ）に対する支払手数料は従来どおり利子として記録</p>	財政・金融
44	金融資産の分類	<p>○貨幣用金とSDRs ・「配分済み金勘定」と「未配分金勘定」について、未配分金勘定は金融資産及び負債として扱い、外貨預金とともに区分する。配分済み金勘定は引き続き貴重品または現時点での在庫として扱う。 ・SDRを配分を受け取る国の負債として扱い、SDRの配分と取消を取引として記録する。SDRの資産と負債の各面は別々に記録する。 ○預金と貸付 ・区分従来どおりとする。金融機関間の取引は研究課題 ○株式以外の証券 ・名称を債権証券に変更 ○その他分類の変更</p>	財政・金融

（3）政府・公的部門に関する課題

番号	タイトル	内容	関係専門委員会
7	保有利得に関する課税	<p>○現状、キャピタルゲインは所得から除かれている一方、キャピタルゲインに対する課税は税に計上されており、その分、所得は減少することから、キャピタルゲインを所得に含めることが提案されたが、現行どおりとする方向。ただし、可能な限り、サブカテゴリとしてわかるよう扱う。</p>	財政・金融
24	官民パートナーシップ（PPP）（BOOT方式含む）	<p>○官民共同事業について、本体系に盛り込みず、補遺で、所有者を判断する指針を記述。 ○会計的な記録方法については、国際公共部門会計基準（IPSAS）の結論を待つ。</p>	財政・金融
25e	非居住の政府により支配される在外特別目的会社	○政府が外国に特別目的会社を設立し、政府と当該会社との間で経済的取引無しに政府借入や海外への支払いを行う場合、政府と当該会社との間の取引を帰属計算	財政・金融
34	政府と公的企業の取引（資本注入、配当等）	<p>○公的企業から政府への、準備金取崩しや資産売却を資金源とした例外的支払は、資本の引上として記録する。（現状では配当） ○政府から公的企業・準公的企業への、累積損失補填や投資交付金として行われる例外的な支払は、資本移転として記録する。（現状では政府から公的準企業への支払いは、純資産額への付加として記録）</p>	財政・金融

		○政府から公的企業・準公的企業への、商業的理由で行われ政府の請求権の増加となるような例外的支払は、増資として記録。	
35	税収、未収税及び税額控除	○税収は発生主義で記録するが、回収の見込みのない未収税は計上しない。 ○免除額が負担額を上回る場合は、政府が支払う税額控除は政府支出として記録し、加えて、支払った税から払い戻しを受けた支払い税額控除額を記録することが推奨。	財政・金融
36	民間/公的/政府の部門分類	○分類（分類の過程、「支配」、「経済的に意味のある価格」の意味等）の明確化。	財政・金融

(4) 海外に関する課題

番号	タイトル	内容	関係専門委員会
25c	多国籍企業	○多国籍企業は、IMF国際収支マニュアルに従って各国に配分	生産・支出
25d	非居住非法人単位	○法人格を持たない在外事務所であっても、それが置かれている国の所得税法の適用を受ける場合には、その国の居住者として扱う。物理的実体の有無は条件としない。	生産・支出
38a 38b	経済的所有権の移転（用語） 移住に伴う資産等の移動の取扱	○法的所有権と経済的所有権の違いについて指針を与え、所有権に関する適切な決定等について検討 ○個人の移住に伴う財の移転は、輸出入から除外。資産負債の移動は、「資産のその他の量的変動」として記録	主 勘定体系・新分野 副 生産・支出
39a 39b 39c 39d	「国民経済」の意味 「経済的利害の支配的中心」概念の導入 ほとんどあるいはまったく物理的存在のない主体の居住地 一時的労働者	○「国民経済」をより詳しく定義 ○複数の国に関連する単位について「経済的利害の支配的中心 predominant center of economic interest」を導入する。 ○(25d 参照) ○複数の国にまたがっている一時的労働者の扱いについて、学生や患者は留学や治療の期間に関わらず母国の居住者とする。また、船員は船上以外で最も滞在期間の長い国を本国とする。	主 勘定体系・新分野 副 生産・支出
40	加工中の財	○輸出入は所有権の移転を伴う場合にのみ計上するという概念を厳格に適用すべき	生産・支出
41	仲介貿易	○中継貿易（製造、卸小売、商品ティーリング）は、現在はサービス取引としてネットベースで記録されているが、財の輸出入としてグロースペースで記録。 ○輸出入の差額を財の純輸出として記録し、在庫として保有していた間の評価額の増減を除いた額を、貿易会社の産出として、卸小売サービスに計上する。	生産・支出

(5) その他

番号	タイトル	内容	関係専門委員会
8	高インフレ下の利子	○高インフレ化の保有利得の名目値と金融資産の利子の扱い	勘定体系・新分野
25a	付随単位	○一定の条件を満たす付随単位は個別単位として扱うこととする。その産出額は、費用+営業余剰を(適切な指標により)按分したものとして計測する。 一方、法的ないし税制上の理由から設立された付随単位については、93SNAの扱いを踏襲し、本社と一体として扱う。	勘定体系・新分野
25b	持株会社、特別目的会社、信託	○重要な生産を行っていない持株会社は、「その他の金融（仲介）機関」として扱う。 ○特別目的会社は、一定の条件を満たす場合は、制度単位として扱う。特別目的会社独自の産業部門は創設せず、その事業の内容に応じ、既存の産業部門に分類。 ○法的主体として設立された信託ファンド・投資ファンドは、たとえ雇用がなくとも、制度単位として扱う。 ○再生機構が、予め定められた政府方針を実行するためだけに行動し再生活動に関する金融商品の転換のリスクを負わない場合は、一般政府部門に分類。一方、再生機構がリスクを負い再生に係るコストを決定できる場合は、金融機関に分類。	主 勘定体系・新分野 副 財政・金融
32	非公式部門	○他の機関における非公式部門の定義ぶりを参照しつつ、同部門に関する概念上の基本について論ずる章を設けるべきである。	勘定体系・新分野